

## A E D 協力事業所認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、深谷市内における自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）を設置した事業所その他の団体（以下「事業所等」という。）をA E D協力事業所に認定することについて必要な事項を定め、これを公表することにより、救命率の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) A E D協力事業所 A E D協力事業所認定証（以下「認定証」という。）及びA E D協力事業所表示証（以下「表示証」という。）を交付した事業所等をいう。

(2) 普通救命講習等 応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日消防救第41号消防庁次長）に基づき消防長が実施する救命入門コース、普通救命講習Ⅰ、普通救命講習Ⅱ、普通救命講習Ⅲ、上級救命講習その他消防長が認める講習をいう。

(3) 従業員等 事業所等に勤務する者をいう。

(認定の要件)

第3条 A E D協力事業所は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 事業所等の営業時間において、事業所等の周辺で救命処置を必要とする傷病者が発生した場合、A E Dの貸出しができること。

(2) 普通救命講習等の修了者又はこれと同等若しくはこれ以上の知識及び技術を有する従業員等が所属していること。

(3) 認定された事業所等の名称を公表されることに同意していること。

(申請)

第4条 A E D協力事業所の認定を受けようとする事業所等（以下「申請者」という。）は、A E D協力事業所認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を消防長に提出しなければならない。

(認定の決定)

第5条 消防長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 消防長は、A E D協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等にA E D協力事業所認定決定通知書（様式第2号）により通知し、認定証（様式第3号）及び表示証（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 消防長は、事業所等が第3条の要件に適合しないと認めるときは、当該事業所等にA E D協力事業所不認定決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(表示証の掲示)

第6条 A E D協力事業所の認定を受けた事業所等（以下「認定事業所等」という。）は、表示証を見やすい場所に掲示するものとする。

(表示証の譲渡又は貸与の禁止)

第7条 認定事業所等は、表示証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(認定整理簿の備付け)

第8条 消防長は、認定証及び表示証の交付に際して、A E D協力事業所認定整理簿（様式第5号）を備え付け、認定証及び表示証の交付に関する事業所名、所在地等の必要事項を記録するものとする。

(変更の届出)

第9条 認定事業所等は、申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかにA E D協力事業所（変更・辞退）届出書（様式第

6号)を消防長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第10条 消防長は、認定事業所等が第3条の認定の要件に適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すとともに認定証及び表示証を返納させるものとする。

(表示証の損傷等の届出)

第11条 認定事業所等は、表示証を損傷し、又は亡失したときは、AED協力事業所(表示証損傷等)届出書(様式第7号)により、消防長に届け出るものとする。

(公表の方法)

第12条 消防長は、認定事業所等の名称その他の必要な事項について、次の各号の方法により公表するものとする。

(1) 深谷市ホームページ

(2) AEDの普及啓発に関する資料

(費用の負担)

第13条 AEDに係る費用については、認定事業所等の負担とするものとする。ただし、当該制度によって使用された場合、除細動パッドは消防本部が補充するものとする。

2 認定事業所等は、当該制度によって使用されたAEDが使用後の物品補充等が済むまで使用できない状態に至った場合は、現状復帰までの間、消防本部が保有するAEDの貸出しを受けることができるものとする。

(所掌)

第14条 この告示に関する事務は、消防本部警防課において所掌するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年9月9日から施行する。